

① 件名	ふるさとチョイスによる被災地支援について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の運営会社(株)トラストバンクが、平成30年7月豪雨による被災地の継続的な支援のため、参加自治体が集めたふるさと納税の寄附金の一部を被災地に届ける「被災地支援パートナーシップ」を宣言した。</p> <p>【目的】</p> <p>「被災地支援パートナーシップ」を活用して、平成30年7月に豪雨災害の被災地に対して寄附を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成30年7月 (株)トラストバンクが「被災地支援パートナーシップ」を宣言
⑤ 主な内容	<p>被災地支援パートナーシップについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 趣旨に賛同した自治体から、寄附金額の3%を災害に対する寄附金として徴収（自治体任意で決めた設定日から8月末日までの期間で適用）する。 災害に対する寄附金の対象は7府県（京都府、高知県、福岡県、広島県、愛媛県、岡山県、山口県）※災害救助法適用自治体 災害に対する寄附金の配分は(株)トラストバンクが決定し、11月初旬に被災地へ振り込み（参加自治体の一覧表も配付） 本事業に参加した自治体は、ふるさとチョイス内で被災地応援自治体であることのアイコンやバナー広告で表示される。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【市財政への負担】</p> <p>通常のプラン手数料に加えて寄附金の3%を支出</p> <p>参考：平成29年8月の寄附金収入4,377,000円×3%=131,310円</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>東松島市：9月補正対応予定</p> <p>※東松島市を除く県内12市は不参加の予定</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>平成30年 8月 被災地支援パートナーシップに参加</p> <p>9月 寄附金の3%を被災地支援寄附金として(株)トラストバンクが徴収</p> <p>11月 (株)トラストバンクから被災地へ寄附</p>
⑨ その他	<p>本市の見舞金等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震：見舞金として大阪市へ50万円を寄附 平成30年7月豪雨：広島県熊野町に土嚢袋・衛生用品など150万円相当を寄贈 広島県府中市に罹災判定調査員5名と保健師4名を派遣